



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	H・ヘラー「ヘーゲルとドイツにおける国民的権力国家思想」(3)
Author(s)	今井, 弘道//訳; IMAI, Hiromichi//ubersetzt von; 住吉, 雅美//訳 他
Citation	北大法学論集, 42(6), 159-189
Issue Date	1992-07-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/16857">https://hdl.handle.net/2115/16857</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(6)_p159-189.pdf



H・ヘラー「ヘーゲルとドイツにおける

国民的権力国家思想」(三)

今井弘道

住吉雅美

訳

目次

はじめに

- 一 一八〇〇年頃のドイツの政治思想(以上四二卷二号)
- 二 ヘーゲルにおける権力国家思想
  1. 青年ヘーゲルの政治的發展 (以上四二卷二号)
  2. ドイツ憲法論 (以上本号)
  3. ヘーゲルの体系における権力国家思想
- 三 ヘーゲル権力国家思想の伝統

## 二一 ヘーゲルにおける権力国家思想（続き）

## 2. ドイツ憲法論

これまで示してきたヘーゲルの思想発展に鑑みれば、国民的なるものが、彼の思考に深い刻印を刻みこんでいる。これまでの文献の中では全くといっていいほど強調されてきていない

が、それは、甚だ不可思議なことといわねばならない。このことは、我々がいまや、一八九三年にモラによって完全に公刊されるに至ったヘーゲルのモノグラフィーを入手しうるだけに、一層驚くべきことである。それは、『ドイツ憲法論』というその題名だけからしても、国民というテーマに関わるものであることを推察させるものだからである。⑩  
 デイルタイが確認したところによれば、それは、一八〇一年から一八〇二年にかけての冬に執筆された。それは政治的思考の発展に大きな意義をもつものであるが、それゆえに、我々はこの論文に細心の注意を払わねばならない。ヘーゲル自身は、この著作を暇にまかせてたまたま執筆した論文とは思いたくなかったようである。彼がこの論文を少なくとも三度は修正していたという事情だけから

も、このことは窺える。公刊が中止されたことは、当時の政治的な時代事情から十分説明がつく。シュツットガルトの出版業者であるバルムは、屈辱的な事態に陥っていたドイツの状態を論ずるパンフレットを出版したことから、ヘーゲルがこの著作を仕上げた二、三年後にフランスの占領軍当局によって射殺されるという運命を辿った。このような事態が潜在していたがゆえに、ヘーゲルは、賢明にもこの著作を机の引出しにしまいこんでおいたというのが真相らしいのである。

この論文の思想的な位置は、デイルタイが正当にも『ドイツ憲法論』の序文としての位置づけを与えた、⑪  
 ヘーゲルの実に晦渋にみちた手記からも、ある程度は明らかにされる。ヘーゲルが「自由と運命」という表題を与えたこの断片の中で論じているところによれば、国民はいま危険をはらんだ矛盾の渦中にある。「現存する生は、その力とあらゆるその尊厳を喪失した」。その生はいまや「その所有に対する秩序正しい支配と全く臣民的な矮小な世界の静観と享受とに制限されており」、残されているものといえ、この制限を緩和するための自己否定と思想における天国への上昇のみだ、⑫  
 という。これは一七九六年の宗教論文における論調と同様のものである！彼はさらにいう。人間は「一人で生きられるものではない、しかも人間というものは、

たとえ自己の本性を眼前に描き出し、こうして描き出されたものを自らの伴侶となし、それにおいて自己を享受しようとも、やはり一人なのである。人間は、描き出されたものをも、生あるものと見なくてはならない。時代は個人を「内面的な世界へと追いやった」<sup>(15)</sup>。人は無意志となり、いまや自己に固有の苦悩のみを求め、「法的能力をもつ現存在の形式のうち」に「存する現存在の限界を「克服しえぬもの」として崇拜し、「自らの被る規定性や矛盾を絶対的なものと」捉えている。それゆえそのような個人は、「それらのものが自らの衝動を損なう場合でさえ」、それらのために自己や他者を犠牲として捧げるといったことをする<sup>(16)</sup>。いまや時代のあらゆる現象は「古い生のうちに満足が見出されることはもはやない」ことを示唆している。時代は「人間を主人にした、そして現実を支配する人間の力を最高度のものにした」。「不毛な悟性生活」への不満は彼を行動に駆り立てる。我々は、超人格的な国家を支持し、合理主義的な個人主義に反対したかかる革命を知っている！「形而上学」によつて自己孤立化は、そして「諸制約は、その限界と、全体性との関連における自らの必然性を」維持するべきだとされる。しかしそのような場合には「制限された力としての生」は、普遍的なものによつて、「よりよきものによつて、敵として力を

もつて攻撃されることになろう」。もし「制限された力としての生」が絶対的に普遍的なるものを「権力」として「恐れねばならない」とすれば、「この絶対的に普遍的なるものが権力にもなっているとすれば」、そういうことになるであろう<sup>(17)</sup>。しかしその場合、ただ単に物理的な権力だけでは不十分であろう。「力をもつ普遍性」への道はそれとは別のものである。制限されたものは、「自らのうちに潜む自己自身の真理によつて攻撃され、これとの矛盾に陥れられる。それは、その支配を特殊なるものの特殊なるものに対する暴力にでなく、普遍性に基づかせている」。個人の権力は、国家の意志支配に立脚するのであつて、個人の個別化された人格性に立脚するのではない、「この真理、個人がその真理を自らに返還請求する権利は、その個人から剝奪され、しかるのち求められている生の部分に与えられるのでなければならぬ」。一言にしていえば——「ドイツ帝国においては、あらゆる法の源泉としての力をもつ普遍性は消失している」<sup>(18)</sup>、ただ特殊性だけが、つまり等族と個人だけが「権利」をもっている。しかし、ヘーゲルによれば、時代は、国家が絶対的な権利をもち、その中にあるあらゆる個別的なもの、単に相対的な、国家から派生した権利しかもつべきではないことを要求している、とされるのである。

これらの、国民的権力国家理論の体系的プログラムとしての意味をもつ諸断片を、デイルタイとメッツガーは不明瞭なものとしたが、それはこのようにいささかも理解に困難なものではない。個人と普遍性、権利と力の対立は、ここではすでに克服されているようにみえる。両者の間をヘーゲルの弁証法が哲学的に媒介している。だが、現実政治的には、個人の力と権利はいづれも、普遍性の力によって制約されているものとされているのである。

ヘーゲルは、この哲学的序論の中で、ドイツの政治的状况への評価のための概念的な基礎を創造した。しかし、このすぐ後の論評の中でも、思弁的命題がただ一つでも出てきたり、彼の弁証法がなんらかの役割を演じたりすることを気づかう必要はない。彼の方法はここでは徹底的に歴史的かつ現実政治的なのである。これらの論文の時代、方法、傾向は、一八六四年にトライチュケを一躍有名にした論文「連邦国家と統一国家」と驚くほどの一致を示している。トライチュケがドイツの将来の憲法体制の基本的条件を研究しようと試みたときには、政治的状况も、全面的に変化していたわけではなかった。ヘーゲルからトライチュケに至る二世代の間にドイツの統一国家は成立をみておらず、自己の「権利」を楯に取る旧来の分立主義は依然

として衰えていなかった。かくしてトライチュケも、「わが国の連邦法の癒されることなき腐敗」に罵声を浴びせかけざるをえなかったのであった。かくしてトライチュケはいう、「ドイツ連邦のうちに残存しているものを正統性によって庇護しようとする無益な試みが行われている」。しかし、「法律学的神学者の……もったいぶった饒舌」と「法的考慮」もドイツの統一を阻みえないであろう。「国家学の研究者たちに、モデルと理論上の実例の豊富なコレクションを提供する」ことなど、祖国の使命ではありえないのだ、と。

これと全く似通った言葉で、ヘーゲルは同時代人の国法学に評価を下している。彼はそれを評価に値するものとはみず、あるいは全く顧みようとしないが、それは不当ではない。旧来の国法学者たちはドイツ国家の概念についての合意をなしえなかった。近年の学者たちはそもそもそのような概念の発見を断念している。それを求めることなど、「ドイツはもはや国家ではない」がゆえに、無益なことなのである。「ドイツの国憲と呼ばれるこの団体の組織は全く異なった生活が営まれていたなかで形成されたものであった」。しかしその後、「全体が崩壊し」、「国家ももはや存在しなくなった」。しかるにドイツ人たちは、「不誠実にもあるがままを告白しようとはしない」。彼らは、

自らの概念、権利や法律に忠実でありつづけている。諸々の出来事はそれらと一致してはいないにもかかわらず<sup>⑩</sup>。ドイツ帝国においては、「政治的諸権力と諸権力は、全体の組織に従って」考量されたものではない。「あらゆる個々の成員……がそれらを自らのために取得したのである。そして国家は、自己の権力がこのように篡奪されても、自己の権力が奪取されたことを確認する以外に何も手出しをすることができない」<sup>⑪</sup>。ヘーゲルが導入しようとするのは、全く新しくより実体的な法概念である。その内容は「全体の組織」に従って規定され、それによって行われる財の分配は、もはや孤立し、全体から抽象されたものと捉えられた人間個人に配慮して行われるのではない。それはただ全体としての国家の権力に配慮するという観点の下で行われる。しかるにドイツはこのような国家ではない。ここでは国法学は「原則に基づく学」ではなく、私法の流儀に従って取得された極めて雑多な国家的諸権利の土地台帳にすぎない<sup>⑫</sup>。そして「正義」は、ただ「あらゆる部分を、国家から分離したままに維持する」点において存立しているにすぎない<sup>⑬</sup>。「ドイツがいかに略奪され尽くし侮辱されようと——国法学者たちはこれら全てのが法と実情とに全く適合したことであり、いかに不幸な出来事といえどもこの正義の保持に比べれば

此事にすぎないことを示そうとしている」。ドイツの個々の国家(ヘーゲルはこれを常に等族と呼んでいる)の分立主義的なエゴイズムは、おびただしい不幸な戦争に対する責任を負っているということは大方の認めるところであるのに、「国法は等族がこのような行動を取る権利をもっていたことを証明してやっている」有様である。このような事情のもとでヘーゲルは、この「ドイツ国家という法的構造物」にとつては、……恐らく、「正義よ行われよ、ゲルマニアは滅ぶとも (Fiat iustitia, percat Germania)」という以上に適切な墓碑銘はないであろう、という。ヘーゲルはこのような「反国家的な」個人主義的な法概念や法体系にも、また全く形式主義的でいかかわしい法律学にも関わりをもとうとはしない。彼はただ「現実はどうであるか」を示そうとする。それゆえ彼はまず第一に次のように確言する。「ドイツ」は「それぞれに独立した、本質的には主権的な諸国家の寄せ集め」に他ならない。「帝国」とか「帝国元首」といった呼称は法律家の遁辞にすぎない<sup>⑭</sup>。トライチユケも、全く同様に、次のように断言せざるをえなかった。「我々の連邦法は壮大なる紋切型の寓話に他ならず、かつての神聖帝国の国家法に劣らず真ならざるものである。……同様に、今日の国家法学者たちのドイツ国家連邦についての議論は、なるほど理論的

には反駁不可能である……ドイツ連邦は、しかし実際には、複数の主権的君主の併存状態たるにすぎない」<sup>(10)</sup>

ヘーゲルはいまや自らの研究において、「ラントが国家をなしているといえるか否かの判断」に際して、「一般的な表現をもてあそぶのではなく、国家と呼ばれるべきものに委ねられる権力の範囲を考察」しようとする。この命題においてはじめて権力が、つまりこれまでドイツ自然法論的国家論の中で全くないがしろにされてきたモメントが、国家概念の唯一排他的な基準へと高められたのであり、しかもそれ以後全く首尾一貫したもものとして貫徹されたのである。ただ内に向かつても外に向かつても統一的なものとして組織された権力のみを、ヘーゲルは国家の概念にとって決定的なものとする。個々人の諸力が中央に集中され、一つの全体へと統一されているところにのみ、国家は存在する。「全体は権力が存するところにある。けだし権力とは諸個人が一体化されているということに他ならないからである」<sup>(11)</sup>「群衆が国家を形成するために不可欠なのは、その群衆が共同の防衛力と国家権力とを構成することである」<sup>(12)</sup>「国家は「自らと自らの決定とを貫き、個々の部分を自らに依存させておくために不可欠な権力をふるいうるような中心点」を必要とする」<sup>(13)</sup>。しかしまた国家の諸概念にとっては、この「共同体

的権力」以上に「不可欠な」ものはない。その他あらゆるものは「単にこの権力の特殊な様態」にすぎず、「概念的には多かれ少なかれより善きものの範囲」に属し、「現実的には偶然と恣意の範囲」に属する。<sup>(14)</sup>トライチユケはその六〇年後に有名な論文の中で、「国家の本質とはまず第一に権力であり、第二に権力、そして第三にやはり権力である」と主張した。ともあれヘーゲルは、国家の概念を全く正確にこのように定義している。しかしその場合彼は、権力原則を個々の点にまで浸徹させていくという点では、トライチユケよりもはるかに厳格である。

彼は直ちに我々に、権力に属していないもの、それゆえ「偶然に属しているもの」の全ては、「国家の本質概念」から排除されねばならないという。たとえば「全体としての国家権力がいかなる仕方でも至高の統合点に実在するのか」といったことである。「権力を保持している者が一人か数人か、この一人あるいは数人の者が世襲的に国王になるのか選出されてなるのか、そのようなことは多数の人々が国家を形成するという唯一の必然的な事柄にとつてはどうでもよいことである」<sup>(15)</sup>。またヘーゲルはここでことさら平等に狙いをつけた上で、あらゆる意味での平等も同様はどうでもよいことだ、という。ヘーゲルは、彼の時代が近代的国家、即ち法治国家の概念にとつて避けて通

れぬ不可欠なものを見なしていた全てのものを、意識的に徹底して国家概念から排除する。「市民的諸権利が平等に与えられているか否か」、「法律と訴訟手続」のあり方、そして不平等な仕方での財の分配が行われているということは、権力つまり国家にとって全く非本質的なことである。そればかりではない、むしろ「真の諸国家のうち最強のものでさえ、全く平等でない法律をもっている」ことは明らかだ、という。今後どのようにして、また「あれこれのいかなる権力によって、そして様々な等族や国家市民の持分のいかなる比率に従って法律が制定されるか」は、国家の本質にとっては、「裁判所の性格」、「行政一般の形式」、「諸階級にとつての租税の不平等」、「富一般の不平等」と同様些細なことである。否、むしろ反対に新しい諸国家はそれの不等等に「依拠している」。「あらゆるこれらの偶然性は、国家権力概念の埒外に属する。国家権力は、中心点として、ただ一定の量だけが必要とするのであり、その起源を尋ねればそれが不平等なさまざまなものから合流してくるのだとしても、それはどうでもよいことなのである」<sup>(10)</sup>。最後にヘーゲルは、彼のかつての見解から離反し、文化国民的な統一性もまた権力にとつて本質的なものではないという意見を述べている。「我々の時代には、各成員間には、習俗、教養そして言語に関しては、

緩やかな関係しか存在しなくてもよいばかりでなく、関係が全く存在しなくても構わない」<sup>(11)</sup>。無論ここでは、ヘーゲルが単に、権力の存在にとつて不可避なるものについてしか語っていないということをも、看過すべきではない。つまり、「近代的な国家が存立する」ためには、その国家は、ヘーゲルがロシアの例で示したように、国民としての統一性をもつものである必要はないというのである。最後に「宗教(的)統一性」も偶然的なものの範囲に入れられる。共通の権力以外には何一つ残されない。あらゆる権力国家理論の中で最も首尾一貫したものであるこの議論において、同時代のドイツがひたすら注目していた国内政治が、ヘーゲルにとつては枝葉末節なものにすぎないと考えられ、全体の権力と外へ向かうその活動のみが重要性をもつとされているのである。

国家とはかくして権力であり、権力以外のなものでもない。即ち、まず第一に「戦力」であり、第二に「財政力」である。「財政」が今日では「権力の本質的な部分となつている」からである。権力のもう少し広範な内容としては、さらに国家の主権的な領域的権力ならびに法権力がある。そこでこれら四つの基準にてらしてヘーゲルは、ドイツをまだ国家と呼びうるのかどうかと問う。軍事力については彼は、六〇年後のトライチュ

ケとほぼ同様に、否定的な結論に達する。トライチユケは、ドイツ人という「偉大な戦闘的な民族」が「全くの防衛的な態度」をとるべく「運命づけられている」ことを見て取ったが、ヘーゲルもこう述べている、「戦争の物質的条件も生命的条件も豊富なのに、ドイツほど無防備で征服力をもたず、自己防衛のみに汲々としている国は他にない」。目下の権力の分裂状況においては帝國軍の名は「滑稽感」を呼び起こすものでしかない。<sup>(16)</sup>しかし、「軍人精神」は偉大な軍隊においてしか成立しえず、「帝國都市の守備兵、修道院の護衛兵」のうちにはそのようなものは成立しえない。このことだけでも、分立主義、「全体的なもの」の「偽りの「指示」」が普遍的な崩壊をもたらすことと、ドイツはいまや軍事的権力を有しておらず、この理由だけからしても何ら国家ではないことは明白であろう、という。

ドイツの財政力もこれと同様の無力ぶりを露呈している。「村、都市、都市のツンフト等は、公の監視下に——といっても国家の命令の下にはないが——、自分に関係のある財政問題だけを処理している。しかし国家権力そのものに関わるような財政制度は存在していない」<sup>(17)</sup>つまりドイツは、「現代において国家の本質に属する権力」、即ち「貨幣の力」をさえももっていない。<sup>(18)</sup>

この軍事的無力と財政的無力のゆえに、ドイツは帝國領域を敵から固守することができなかった。ヘーゲルは、時代の経過の中で帝國が喪失した諸ラントの「長い悲惨な目録」を挙げている。その場合彼は、ローマ皇帝そのものに服属していた諸領域は、全く度外視している。なぜなら、その「地理的位置からしても、民族の個性という点からいっても、互いに隔たっている諸ラントの不自然な統一」を確保しうるほどの権力をも意志をも、帝國は有していないからである。それとは反対に、多くのとりわけドイツの所領の喪失、なかならずフランスにおけるその喪失は——彼はエルザスの譲渡を「まことの喪失」と呼んでいる——帝國にとつての痛い権力損失を意味するだけでなく、ドイツ帝國の諸部分が他国の君主の支配下におかれるという事態をも意味するものであった。しかも独立の諸特権もまた、それに劣らず帝國権力の解消に寄与するものであった。

ヘーゲルは法組織の解体に即して、帝國の権力崩壊ぶりを極めて鮮明に示している。ドイツは形式法学的な法思想においてはまだ国家であるといえる。但し「觀念の中の」国家であつて、「現実における国家ではない」。「觀念上の国家の体系とは、国家の本質に属する事柄においていかなる力ももたない法制度上の組織のことである」<sup>(19)</sup>この政治体は、全体の力を示唆する

公法上の原則に従つてでなく、個人権的な原則に従つて秩序だてられている。確かに、「それぞれの身分の国家法上の立場とそれが履行する義務は極めて厳格に規定されている。だがそれは普遍的な本来の法律に従つて規定されているわけではなく、市民的な諸権利のあり方に従つて」、「所有権という形式において」規定されている。各人は国家に対する諸権利をもつていゝが、国家そのものはいかなる権力ももっていないがゆえに、いかなる権利ももっていない。ここでもすでにヘーゲルが實際的な公法概念を見出すのにどれほど苦心しているかが明らかに看取されよう。ここでも彼はさらに、最後に、宗教分裂がドイツ国家の権力崩壊にどれほど寄与したかに触れている。

ヘーゲルはこのようにして、専門的な知識にまで深く立ち入りつつ、国家の第一にして唯一不可欠な規定とは権力であり、それゆえにこそドイツはもはや国家と呼ばれないことを証明しようとする苦心したが、彼はその後さらにこの国家分裂の最奥の原因までも追跡している。トライチュケは分裂を「独立を目指す我々の根絶されえぬ衝動」<sup>(註)</sup>と関わるものとしているが、同様にヘーゲルも、先に描き出された政治的状況の究極の根柢は、「ドイツ人を極めて有名にした所以のもの、即ち彼らの自由への衝動」<sup>(註)</sup>に存すると考えている。彼はここに、ドイツの共同体

のうちにあるいささかロマン主義的な自由の自然状態を示し——我々はすでにこれの変種を知っている——、この自然状態の中で個々人はもつぱら「習俗、宗教、見えざる生ける精神、そしていくつかの大きな利害関係」を通して全体と結ばれていゝた、という。その他の点では、「各人」は恐怖を感じることも疑問をもつこともなく、もつぱら自分自身だけで自己を制限していた。「もつぱら自由と呼ばれたこの我意にのみ基づく行為から、普遍的なるものを顧慮しない……他者に対する暴力の圏域が形成された」<sup>(註)</sup>。かくして領邦諸国家が生じたわけだが、「これら個々の国家の権力」は「ドイツにいかなる国家権力ももたらさず、しかもそれらの国家が拡大するにつれて国家権力は一層不可能なものになったのである」<sup>(註)</sup>。

この「ドイツ的自由」の正当性にヘーゲルは異議を唱えるわけではない。むしろ彼はそれを個人にも領邦にも承認しようとしている。「それぞれの身分、都市、村、ゲマイネ等は、自己の領域内にあるものを自己のものにする自由を享受しうる」<sup>(註)</sup>。この権利範囲は、「各自の衝動から成り立つものであり」、「自己と成長したものだからである」<sup>(註)</sup>。かくしてヘーゲルは、あらゆるポリツァイ国家的な理論に反対して、「市民の自由な活動」<sup>(註)</sup>が必要であることを大いに強調する。それはカント的な法治国家

思想を想起させるかのごとき印象を与えるかも知れない。しかしそう理解することは正当ではない。このことについては、さらに論じる必要がある。

さていかにしてこの自由はかの権力と一致するのであろうか？ 我々はこの点において、ヘーゲルが問題をはやくも困難なものにしていること、彼が一般的には近代国家の十字架に、特殊的にはドイツ帝国の十字架に既に関わっていることに気づく。我々は、一方では権力との最初の原則的かつ実践的な宥和が図られながら、反面で革命と分立主義が試みられていることに、注意を払っておくべきであろう。序文において既にヘーゲルは自らのプログラムを明らかにしていた。制限されているものは「その中に存している真理」<sup>(8)</sup> によってのみ攻撃され、自己矛盾に陥れられうるのだ、と。ある一つのことはヘーゲルにとって確実であった。即ち、「国家があらゆる権力を喪失しながら、個々人の所有が国家の権力に立脚している場合には、ゼロに等しい国家権力以外の支柱を持たない者の所有は、必然的に不安定とならざるをえない」<sup>(9)</sup> ということである。しかし個々の臣民においてばかりでなく、国家の領土においても、普遍的なものたるべき行為様式は、「各個人の特殊利益にも合致しているであろうとの洞察をもたらすべく努め」<sup>(10)</sup> ねばならない。しかし、

いかにしてこのような洞察をもたらすことが可能なのか？ この問いに答えようとするのが彼の全著作の成立を促す主要なきっかけとなった。ヘーゲルによれば、あらゆる従属的な領域は自らの「権利」に立脚している。「普遍性とか法などという尊厳」を等族や諸個人はもっており、その人々の権力要求の神聖な形式こそが「衝動を良心に背くものとして抑制」する。ところでそれに対して、法とは全体がもつ権力以上の何ものであることが示されるなら、「良心」は宥められ、「事柄は意志と自己の利益の領域から、洞察の領域へと移行する」<sup>(11)</sup>。この場合、国家と諸権利とはいかに関わりあうのであろうか？ ここでですが、革命と権力国家との宥和を法律学的に構成するという簡潔にもかかわらずこの問いは、国家の内面的なものへのヘーゲルの関心をとりたてて呼び覚ましていくわけではない。

彼はスイス滞在期以降に君主制に較替えしたようである。「元首」はますます明白に君主制の特徴を帯びるに至り、いまや「一人格として国家権力」であるとされる。自由はこの権力人格と宥和されるわけである。「君主の人格性から脱却することとは人格性に対立することに他ならない。洗練された国家にお

いては、君主の人格と個々人との間には、法律、あるいは普遍性が存立している<sup>⑩</sup>。この構成はまるできこえないが極めて興味深いものである。一つには、それがホッブズの絶対君主政をルソーの人格主義的な基礎と統一させようとする努力を明瞭に物語っているからである。しかしその反面で、我々はこの国家と法共同体との対置のうちにヘーゲルの社会概念のそもそもの起源を求めねばならない。ヘーゲルはここにおいて既に、個人の利害と全体の権力という問題の解決にこそ、「諸々の国家を組織するための全ての知恵」が基づいていることを明確に認識しているのである<sup>⑪</sup>。あらゆる権利は、ヘーゲルに従えば、国家から発しているもので、法律の「介在」によって個人の利害と全体の権力の問題が解決可能であるなどとはほとんど考えられないことを、彼は自ら充分に感じ取っていたようである。しかしこのような内的な問題に彼はほとんど価値をおいていない。おそらく彼も「第一に自由、第二に合意」ということは、「第一に諸々の国権、第二に国家」ということと同義だ<sup>⑫</sup>、というトライチュケの見解と同じことを考えていたのであろう。ヘーゲルは次のように述べているが、それはこれと同じことを意味している。「第一のことは国家が存在するということである。……そしてそのことにうちに直接に、諸々の法律が存在するという

ことが含まれている<sup>⑬</sup>。ここでは、ヘーゲルがあたかもローマ法的な私法と公法の二分論しか知らなかったかのごとき外観が呈されている。彼は一方では単に私法に権利対象のみについて語り、他方では政治的諸権利のみについて語っているからである。しかしカントは既に私法、国法、刑法、国際法、世界市民法という後世の法学にとつて極めて大きな意義をもつ区別を行っており、その区別をヘーゲルが知っていたことには全く疑う余地がない。しかしこれらの法領域の全てにおいては、普遍的で絶対的な、それ自体において同一のものである自然法理念が生きていた——そこにヘーゲルがこの体系を否定した所以があった——。即ち、「正義よ行われよ、たとえ世界が減ぶとも」が維持されていたのである。ヘーゲルの努力は、かような国家理念をあらゆる権利から区別するところまで進められている。国家が存続しようとする限り、「私権を全く首尾一貫して」保持することは不可能だからである。彼はそれゆえカントによってなされた区別を全く意識的に拒絶した。自分は総じていかなる国家法も知るところではないから、というのである。彼は、既に術語の次元においてこの拒絶を表現している。彼が「国家の法」について語る場合には、大抵の場合、国家の権限という意味での国家法について論じているのであって、客観的国家法

について論じているのではない。国家は全く法の領域外に存在しているのである。彼は国家を私権から明確に区別している。

「国家権力と権利対象との間に生ずる区別こそが極めて重要なのである。権利対象とは私的所有である。だが国家権力は私的所有ではありえない。国家権力は国家から生じる。国家権力の上には国権以外のいかなる権利もありえない。国家権力の範囲と国家権力が占有するものは国家に依存し、国家との関連において妥当性を有するにすぎない。それは裁判でとり扱うべき対象ではありえない」。国家権力はかくして権利を超越しており、国家とは「至高の命令権者」であり、それは絶対的に「正しい」。「あらゆる権利は国家に発する、国家は決定しなければならぬが、それは偶然でもなく、証書によるのではなく、その他の法的権原によるのではない」<sup>(10)</sup>。ヘーゲルの意見によれば、国家の行為は総じて法的評価を受けつけない。彼は、権力はもっぱら「各部分をつつの国家権力へと理性的に結合することによって」<sup>(11)</sup>のみ生じることを、充分に理解しているからである。こうして国家は、ある意味では客観的秩序を可能にするために、持続的に自己の規範に拘束されるものとして現れる。しかしこの客観的な規範は、なんらかの他者に対して、自らが自律的なものとして自己拘束していることを示すにとどまるべきものでは

ない。さらに「権利」と「法律」との注目すべき区別をも示さねばならない。「権利」という言葉でヘーゲルは、多くの場合いわゆる請求権、広義の意味での所有を意味させ、「法律」という言葉で、請求権がもはや対抗することを許されない最高の規範を意味させている。客観的な国家法を拒絶する理由については、彼は正しくも次のように明言している、「コンリングとヒッポリトウス・ア・ラピデ(Hipp. a lap.)は、ローマ法と国家法との間にかかる区別を行った。しかしそのことは国家を結束させるよりむしろ解体させることになるように思われる。彼らは等族を諸国家として構成した。その場合、私法がそれらに適用されるものではなかったことはいうまでもない。しかしそれが適用されたなら、ドイツはもはや国家ではない」<sup>(12)</sup>。ドイツが再び国家になるように——「大きな力をもつ等族にそれへの依存を感じさせる」<sup>(13)</sup>のために——ヘーゲルは、国家をあらゆる諸権利の上におく。彼はこれらの諸点については手短かにしか論じていないが、「政治的諸権利」についてのかかなり長大な議論は全く特別の重要性をもっている。ヘーゲルは、この「政治的諸権利」という言葉のもとに、我々が今日実定的な国際法と呼ぶものを理解している。彼は、その実定的国際法を、ドイツの個々の国家の間に存するものと想定しているがゆえに、「等

族」に対して、ドイツの統一に反する彼らの国家的な自立性と独立性とは危険をはらんだものであることを証明しようとする。等族は「自己の権力と力量」とに立脚しているのではなく、「大国の政策」に依存しているからだ、というわけである。確かに「厳肅な契約」は存在しているし、それゆえあたかもその契約によって、等族の主権は権利によって保障されているかの外観を呈しはする。しかし、「これらの諸権利が即自且対自的にどれほどの尊厳を有しているかは周知のところである！」<sup>10)</sup> 権利はまさしく力によって実現されねばならない、さもなくばそれは権利とはいえない。「政治的諸権利が私権としての効力をもつべきだとされる場合、それはある種の矛盾を抱えることになる。それらの権利は、このような確固たる政治的諸権利を相互に対して有している者たちが、権力や威力をもつ上級機関のもとに、互いに一つの法的関係に立っていることを前提するであろうからである」<sup>11)</sup> しかしドイツの個々の諸国家についてはこのことは当てはまらず、その主権はそれゆえ依然として「政治」に依存している。それら諸国家は自己の存続を互いに契約によって保障したかもしれない。しかしこれらの国際法契約はどのようなものであろうか？ ヘーゲルは続いて、国際法や戦争の本質、そして歴史的に可変的なものである権利の本質につ

いて、注目すべき現代風の権力政治的議論を行っている。「いかなる権力といえどもいきなり不躰に、取り決められた権利を攻撃することはしない。なんらかの曖昧な側面に差異が生じ、それがやがて平和一般を覆し、そこから戦争状態が生じることによってその他の明確に規定されている諸権利の取り決めまでも動揺させることとなり」、「かくして予め契約で取り決めた他のあらゆることも総崩れとなるのである」<sup>12)</sup>

「戦争は、それを攻撃戦争と呼ぶか防衛戦争と呼ぶかについて両当事者が了解に達することは決してないが、それが不正と呼ばれるのは、和約が無条件の相互的平和を取り決めている場合に限られるであろう。また大國間で用いられる永遠の平和とか永遠の友情という表現は事柄の本性に基づく制約を伴うものと解されるべきである。即ちそれは、一方の側から攻撃されない、あるいは敵対行為を受けない限りにおいて、ということなのである」<sup>13)</sup> 今までヘーゲルは我々に、裸の権利はまだ力と成らないこと、それは権力を通してはじめて生み出されることを証明してきた。しかしその後彼は、全く逆に権力は権利であることを示そうとする。彼のポレミクは、ここでは表面上は、直接にカントに——即ち、一七九五年に極めて厳しい表現で政治の非道徳性を非難し、諸國家に「その利己心を犠牲に供して

獻身に向けるべし」と正しい政治を要求したカントに——向けられて見えているように見える。しかしトライチユケが「称賛のまゝとなつてゐる『道徳』による『政治の』征服」に心を寄せず、「マンチエスター学派」について「権力問題を理解できない不治の無能にすぎない」と指摘したのと同じように、ヘーゲルもこう語つてゐる。

「政治とは、権利の犠牲の上に自己の利益を求めようとする努力であり技術であるとか、不正の体系であり成果であると喚きたてる人道家や道徳家がある。また居酒屋政談の好きな無党派の公衆、つまり利害も祖国ももたずにピヤホルの平和をもつて徳の理想とする大衆も、政治とは誠実に欠けるもの、そして無法で不安定なものだと非難してゐる。また少なくとも政治に関心を抱くとしても、自国の利害が纏つてゐる法形式には不信を抱いてゐる。これらの利益が彼ら自身のものであるなら、彼らは法形式を主張しもあるだろう。ただし、その場合の彼らの真の肉面的な動機は利害であつて、法形式ではない。

人間愛に満ちた法律家や道徳家といへども、自らの利害をもつていれば、利害と利害が、そしてそれと同時に権利と権利が衝突に陥りうることを理解しうるであらう。そして国家の利害

を——道徳にとつて最も忌み嫌うべき言葉で表現するなら、国家にとつての利得を——諸権利に對置することが愚劣であることも理解しうるであらう」

全く同様に、あらゆる「チュートンの『……感情政治』を拒絶するトライチユケにとつても、政治は「自国の繁栄以外のいかなる利害も顧慮すべきでない」という「思想は、九九表のごとくに自明のものであつた」

「権利とは」——とヘーゲルは続ける——「契約によつて取り決められ成立した、一国の利得である。そして契約一般によつて諸国家の様々な利害が確定されるが、権利としてはこれらの利害は無限に多面的であるがゆゑに、それらは、そしてそれゆゑまた諸権利さえも、対立關係に陥らざるをえない。そして危険に瀕した利害と権利が、権力の全力をあげて防衛されるべきものかどうかは、ただただ事情の如何に、力の組み合わせに、即ち政治の判断に依存する。しかしこれに對して他方の側も勿論権利を掲げることができる。なぜなら、彼もまた衝突に陥つてゐる対立的な利害を、そしてそれと共に権利をもつてゐるからである。いまや戦争や何かが決定を下さねばならないが、そ

れは、双方の主張する権利のいずれが真の権利かを決定するわけではない——双方とも真の権利をもっているからである——。決定されるべきことは、いずれの権利が他方に譲歩すべきかである。「このような不和においては、権利は自己の力によって自己主張しなければならない」<sup>(8)</sup>。

ヘーゲルはそれゆえ単にあらゆる実定法だけでなく、あらゆる内容的な法理念もまた国民的であって、二つの国家の対立しあう権利は「同等に真実である、だから第三のもの——つまり戦争——が、その二つの国家が統一されうるようにするために、それらを不等なものとなさねばならないが、このことは一方が他方に屈服することによって生ずる」<sup>(9)</sup>と考えている。

以上のことから我々は、ヘーゲルが我々をどこに連れていくかとしていくのかに気づくところまでやってきた。国家の権利とはその利得あるいは利害であり、実際上はその権力である。しかも単に権利形式による権力であるだけでなく、内容的な権力でもある。権利は、国家の内部においては、「全体の組織」に従って考量されるべきものだが、権利目的と認められるべきものは国家の権力、つまりなんらかの道德的な目的や基準ではなく、対外政治におけるその自己貫徹力だとされる。二つの

権利の対立に決着をつける普遍的な権利理念などは存在しない。それをなすのは、唯一ただ戦力のみであり、それゆえ攻撃戦争と防衛戦争、合法的な戦争と非合法的な戦争といった區別は全く無意味である。だから今日なお依然として、リヴィウスの古い命題「戦争は、やむをえざる人々にとっては正しい(justum est bellum quibus necessarium)」が通用しているのだ、という。

ここに我々は自然法の世界観全体の廃虚を眼のあたりにしているといつてよい。自然法論においては、あらゆる権利は個々の理性的諸個人や諸国家間の契約による意志の一致に根拠をもつものとされ、神的な、あるいは道德的な、超時代的で超国民的な法理念がもたらした成果として扱われていた。この理性と人倫の理念に、ヘーゲルは歴史的な事実を対置する。ドイツの権力を求める燃えるような国民的願望をあらゆる政治的・人倫的な諸問題についての見方と連関させることによって、ヘーゲルは、国家的・国民的な規範以外のいかなる規範の存続も許さない全くの法相對主義に到達する。ドイツの思想家がはじめて、実践的な国政府が常に固守しようとする利益政策に極めて尖鋭な形式を与えて、それを一切の原則政治に對置しているのである。我々は、ヘーゲルの法感情よりも繊細な法感情に對するこ

こでの論駁の全てを棚上げしておき、この見解を、とりわけその担い手から、そしてその時代から理解するよう努めよう。

ヘーゲルの個人的な素質と、当時のドイツの諸々の小国家の政治的実状についても、さらに触れるべきであろう。本稿ではもっぱらヘーゲルを、同時代ドイツの世界市民主義的な夢想と非政治的ラディカルズムに対する壮大な反発を示し、一八〇一年にはやくも「血と鉄」からドイツ統一に至る道を示していた最初の人物として描き出すことになる。恐らくドイツ精神の悲惨な運命のゆえにこそ、そこにおける政治的な理想は天国に結びつけられることとなり、そのことがもっぱら歴史的・国民的かつ此岸的な理念のみを知るヘーゲルを呼び出すこととなったのである。しかし、ヘーゲルのような人物を差し迫って必要とした思想史的状况がいかなるものであつたかは、我々には、この哲学者自身の次の言葉から明瞭となる。「人間とはまことに愚かなものであつて、良心の自由と政治的自由を無私な態度で救出するという理想主義的な光景に目を奪われ、また感情の内面的情熱にかされることによって、力のうちに潜む真理を見落としてしまった。かくして自然と真理とのより高次の正義に対抗しつつ、人間の作り出した正義と虚構された夢想とを確実なものとするに至つたのである」<sup>(9)</sup>

法や人倫とともに、いまやそれまで無制約に支配していた理性も降伏する。理性はいまや無条件に、自然と歴史という没価値的な力に降伏し、権力こそが「真理」であり、「より高次の正義」であることを無条件に承認するに至る。道徳的な憤激によって、政治的認識がそれについて行ってきた進歩を評価することを忘れてはならない。自然法は、純粋な理性によって、単に「自然法則」、即ち天文学的な、物理学的な、数学的な理性等々を発見することを望んだだけでなく、同様の仕方でも、いかなる歴史的な影響からも独立した倫理的・法的な諸規範を獲得することを望んだ。つまり自然法は法の現実性と法理念とを混同していたのである。ヘーゲルこそ、あらゆる実定法の可変性を主張しただけでなく、あらゆる普遍的な法理念一般が無内容であることを果敢に主張した最初のドイツ人であつた。

ヘーゲルは、「ドイツの等族の権利と呼ばれるものが、その内面的な尊さによってまた道徳的な力として存立すべきだということには、何の意味もない」<sup>(10)</sup>ことを証明しようとする意図を有していたが、そのことはいまや達成された。これらの諸権利は歴史的にみて時代遅れであり、現存する力に対して自己を貫徹させることはできない。

このことを歴史的に証明するために、ヘーゲルはドイツの政

治的事情を叙述することに甘んじているわけではない。彼は他の諸国家の歴史をも引合いに出してくる。ドイツにおける等族や宗教論争がそうであったのと同様に、フランスにおいても「豪族とユグノー」が統一国家の形成を阻害していた。リシュリュールは豪族を制圧し、フランス人に国民的統一を与えたが、ヘーゲルはまさにそれゆえにこそリシュリュールを賛美した。同様にイギリスやスペインも、国民国家を設立することに成功した。イタリアだけがドイツに似た運命を辿った。ドイツの諸国家は、イタリアの歴史から学ぶことができる。スイス滞在期のヘーゲルは、ドイツとイタリアのそれぞれの歴史を一覧表にして比較していたが、このことがいかなる目的を追求せんがためのものであったかが、ここに明らかとなる。ここでも彼は、国家は権力をもっている限り、法律上の権利と道徳的権利をもつということから議論を進めている。「千倍あるいはそれ以上に強大な力に対抗した」イタリアの諸々の小国家は、「必然的な没落の運命を経験したが、そこにはこの運命を遺憾に思う気持ちと同時に、必然性の感情や、巨人と張り合ったために踏みつぶされたピグミーが自らに対して抱くような自責「！」の感情も存したのであった」。

このようにヘーゲルは、あらゆる側面から、統一への要求が

ただ全体としてのドイツ国民の利益に基づくだけでなく、個々の小国家の利益にも同様に基づくものであることを証明しようとする。続いて彼は、ドイツの政治的な統一の可能性を探ることに取り掛かる。確固たる眼差しで彼は直ちに、将来には最も重要なものとなるべき問題をめぐり出す。ドイツを統一するのはオーストリアか、それともプロイセンかという問題である。ヘーゲルは、自分がオーストリア側に好意を寄せていることに何の疑いもはさませない。プロイセンに対しては彼は、明らかにロマン主義的な色合いをもったいくつかの根拠を持ち出し、その精神的ならびに芸術的「不毛さ」に非難の声を浴びせている。ここでも再び彼は、自らの貴族政治的な諸傾向をあらわにしている。プロイセンは、「オーストリアの権力、先祖からの裕福で自由な貴族」と比較してみれば、自分の労働だけで一ペニヒから財を築き上げた市民の立場に立っているようなものがある」。

このような美学的視点がヘーゲルの政治的立場にとって決定的なものだというわけでは決してなかった。彼はむしろオーストリアに対して統一を行うべき権利を容認してよいと考えたのであろう。なぜなら彼はオーストリアを、「ドイツにおいて並外れて強大な国」と見なしていたのに対して、プロイセンの権力を、単にこの国の「個々の天才」が「強いてそれへ向か

う」べきものと意識した末に辿りついたものであって、「一時的な」ものとしか見ていなかったからである。それに続くイエナ期に彼はその見解にたいして確信を固めるに至った。それにもかかわらず彼は、プロイセンが「ドイツの帝国諸侯として他の等族と対等の立場に立っているわけではなく」、確かにドイツのヘゲモニーにとって考慮の対象とするべき「独自の、主権をもった、強大な国家と見なされるべきこと」を十分に弁えていた。彼はそれゆえ、オーストリアとプロイセン各々の将来的見通しを、ドイツにおいていづれが優越的位置を占めているのかという観点から、可能な限り客観的に——しかし、オーストリアの方をドイツの諸侯が承認しうる有利なものに見せようとする明らかな努力を払いながら——天秤にかけているのである。プロイセンにとっては確かに、ドイツ人達のもので、プロテスタンティズムの擁護によって獲得された政治的影響力は、有利に働くであろう。しかし今日では、このような庇護をプロテスタントたちはもはや必要とはしなくなっている。他面で、オーストリアの普遍君主政をめぐるかつての危機も「ヨーロッパの均衡」の形成によって消失している。「ドイツ等族を犠牲にしての膨張」への要求に関しては、オーストリアもプロイセンも、前者がまだ優越しているとはいえない限りでは、少なく

とも同等の位置にある。「ドイツ的自由と呼ばれているものは、この両国を警戒しなければならないこととなるであろう」この自由についての不安は、しかし、自由の概念が現代においては完全に変容してしまっているだけに、ドイツの統一に反するものとしてもち出すまでもないものだといってよいであろう。ヘーゲルはこれまで、国家的生のなかではもっぱら権力だけを強調してきたが、いまや彼は国家成員の自由についても仔細に論じる。彼の議論はこの点においても画期的なものである。ここではヘーゲルが、バークの影響を受けていることと相俟つて、フランス革命の諸要求を全く否認しているわけではないにせよ、それからは確実に離反していることが、極めて明瞭に示されている。彼はいう。「一〇年に及ぶ闘争とヨーロッパの大部分が蒙った悲惨な経験によって、少なくとも人々が自由を求める盲目的な叫び声から耳をそむけるようになる程度には、概念上では教訓が得られるに至った」ことは確実である。この血なまぐさい遊戯のなかで自由の雲は吹き飛んでいつてしまった。この雲を抱擁しようとして空をあおいでいる間に、諸民族は悲惨の淵に落ち込んでしまったが、その代わり明確な形象と概念が世論のうちに入り込んで来た。自由への叫びはもういかなる効果も發揮しないであろう。アナーキーは自由から区別さ

れ、自由のためには確固たる統治が不可欠であることが人々の心に深く刻み込まれたが、それと同様に、法律と最重要の国事のために、民衆は協力しなくてはならないということも、その胸底に深く刻み込まれた。だから「国税の一部分、とりわけ非常時の国税については、君主に協賛しなくてはならないのである」<sup>(36)</sup>。ヘーゲルは、「自由は、民族が法律に拘束されて一つの国家をなしている場合にのみ可能である」ということを、「フランスの自由の狂乱」に對置し、それを「国家学の根本命題」にまで高めようとする。「ドイツ的自由」についてのこの新たな概念を、彼は個々の市民に對しても、また「等族」に對しても適用しようとする。彼はしかし後者に對しては、その権力およびその国家的自由は、強力なドイツの統一国家——その中では等族も法律的自由を享受しうる——によってのみ保障されることを示そうとした。だがまさしくかかる法律的自由は、「ドイツ的自由」という法律的自由とは別の自由が増大すれば、そして個々の成員に對する国家の権力が減少すれば、当然のことながらそれだけ一層損なわれざるをえない<sup>(37)</sup>。彼は、自由というものが、国家の中や諸国家の間では、ただ権力によってのみ保障されるのだと見ている。トライチュケが「小国では自由は保障されていない」と強調したのと同様の態度である。

ここにおいて、この時代においてはじめて、権力と自由とは決して絶対的に対立するものではなく、反対に政治的生活において互いに条件づけあっているカテゴリーだということが主張されているのである。

しかしヘーゲルは、ドイツにおける統一的國家の構築という最も困難な問題を、どのように考えているのであろうか？ まず第一に注目すべきことは、ヘーゲルが個々の國家の分立主義に全く共感をもたないままにそれに対立しているわけではない点である。彼は、「各々の等族は特殊な國家であるがゆえに、何の援助も期待できない普遍的なものに對して自らを犠牲とする必要はない」、各々の等族は「自分の土地と臣民のために配慮する」という神聖な義務を「負っている」ということを了解している。このようにヘーゲルは同時に現実政治家でもあつて、ドイツの統一的國家を切望しながらも、その中に諸々の個別的國家が必要不可欠なものとして保持されることを容認する。彼の統一へ向けての計画のうちには、個々の國家代表によって構成されるある種の連邦議會という発想がきわめて明瞭に現れている。ただし「人がそのために行爲するもの、人々がそのために共に決議し実行するもの、その下でこそ意志が存在しうる所以のものに對して関心を抱く」ということは、人間の本性に深く

根ざしたことである。諸国家にとつては、普遍的なるものために協働しうるための方法が考案されなくてはならない」からである。ここに我々は、まさしく国家の成員が国家の働きに参与することによつてこそ、国家の権力は高められるのだという、宗教論文における思想を想起することができよう。

ここでもヘーゲルに彼自身の言葉によつて、彼のドイツ統一の計画を提起させてみよう。彼は次のように論じている。

「ドイツは、一、二、三の戦争を経た後その大部分が外国の諸列強の権力下におかれるに至つたイタリアと同様の運命を辿らぬようにするために、……自らを新たに一つの国家へと組織していかねばならない。国家をなす所以の本質的なことは、国家権力が、元首によつて指導されるにせよ、各部分の協力によつて成り立っているということである。すべての非本質的なもの、司法権、収入の管理、宗教に依存しているようなものは、国家に属する不可欠な事柄からは除外されねばならない。

ドイツ帝国の存続が可能となるのは、一つの国家権力が組織され、ドイツ民族が再び皇帝ならびに帝国との関係にたつ場合だけであろう。

国家権力の組織はドイツの全軍人が一つの軍隊に結集させら

れることによつて実現されるであろう。この軍隊においては、比較的大きな国家の君主はすべて生まれながらの將軍であり、そのすべてが各々自分の連隊を支配し、その将校や下士官の任免権をもち、またそれとは独立した近衛兵や首都守備隊をもつであろう。小さな等族には中隊あるいはそれ以下の分隊が割り当てられることにならう。皇帝は当然この軍隊の最高指揮権をもつ。この軍隊の費用は現在はその大部分がラント民会によつて賄われていて、昔のように諸侯が自らの王領地から賄っているわけではないが、ラントによつても負担されるべきであろう。

この費用を、ラント民会は毎年承認しなければならず、しかもそのために全てのラントから集まつてこなければならぬ。しかしそのようなことは困難なので、現存のラント民会から二、三人の成員が派遣されればよいであろう。多くのラントはラント民会をもつておらず、また全く小さな民会にとつては負担が大きすぎるからである。軍人を徵募するためには、ドイツに軍管区が設けられ、各管区がさらに小管区に分割されねばならない。この管区は——軍管区とは何の関係もないような——通常の裁判管轄や統治権からは全く独立しているべきである。こうして、下級区域からその人口に比例して、国家権力維持のための課税を承認するための代議員が選出されることができらる

う。

これらの代議員達は、この目的のために、帝国議会の都市の議席とともに、議員団を構成することになる。」

「諸ラントは、資金について昔は直接諸侯に承認を与え、皇帝と帝国にはただ間接的に寄与していたにすぎなかったが、今では皇帝と帝国に直接支払うようになったという意味で、完全な変化があった。

皇帝は再び、ドイツ帝国の頂点におかれたといえよう。

騎士カントンが代議員を送る先が諸侯会議か都市団かということは問題であろう。また「諸侯達が自分達の王領地やその他の領地における収入から共同して分担金を支払うべく決議するのか、それともそれぞれが自分の連隊や近衛兵にその一部をさいて支払うのかも問題となろう。」<sup>(28)</sup>

ドイツを連邦国家的に統一するというこのようなヘーゲルの提言は、実践的計画としては初めてのものであって、ピュッターが、勿論のことながら既にドイツの国家論から消滅していた「複数の特殊なレスプブリカが共同して構成するレスプブリカ (respublica composita ex pluribus respublicis specialibus una)」を、学問的には可能なものであると説明していた時代に、

そして人々が、ドイツの統一国家綱領においてはこのような連邦国家概念を積極的利用するということからますます遠ざかっていた時代に、「統一論者」と「連邦主義者」との最初の可能な媒介を示そうとするものであった。一世代後になつてはじめて、ドイツに真剣に受け取られるべき様々な連邦国家的な統一計画が浮上してくる。ガーゲルン、フィツァー、ヴェルカーのような人々による諸提議は、一九世紀の三〇年代のはじめには、ヘーゲルの提議よりも積極的なものであったことは確かであった。彼らの提議はその間にライン連邦とドイツ連邦とが味わった経験をも考慮に入れることができ、オーストリアの非ドイツ的政策についても、一八〇一年のヘーゲル以上に厳密に評価することが可能であった。しかしガーゲルンの連邦国家の基本思想は、国家目的のより完全な達成のために共同的な国家権力に服するが、「個々の国家の元首は国内における主権については何一つ断念しない」という条件つきであり、軍隊は国家元首が指揮権をもち、代議制を伴う世襲君主制や「諸侯議會」を存続させるという形での、多数の国家の統合という理念に立脚するものであり、これらの全提議は、私が見るところでは、既にヘーゲルの計画の中に含まれていたものである。しかし、ヘーゲルの権力論を正当と認めたのが三月革命の前後の自由主義

者達ではなく、その後のビスマルクの時代であったということ  
は、我が哲学者の結論的な議論からとりわけ明瞭なものとなる。  
ヘーゲルは、ドイツの統一の有益性と必然性を証明したから  
といって、個々の国家に単なる理屈からそれらの有害な政治を  
やめさせようと考えていたわけではないのである。

「ドイツが一つの国家となることによって、全ての部分が利  
益を得ることになるであろうが、このようにドイツが一つの国  
家となることは、決して熟慮がもたらす産物ではなく、権力が  
もたらす産物である。そのことが一般の教養にも適合し、その  
ことへの要求が深くかつ明確に感じ取られているとしても、や  
はりそうである。ドイツ民族の中で普通の民衆は、ドイツ民族  
からの分離以外の何物も知らない自分達のラント民会ととも  
に、統一を全く自分たちに無縁の事だと思っているから、彼ら  
は一征服者の権力によって、一つの集団にまで結集されなくて  
はならない。そして自分達はドイツに属していると自覚するべ  
く強制されねばならないであろう。

このテセウスは、ちりぢりばらばらの諸民族から造り上げた  
国民に、万人に関係することに対しての参加を許すだけの度量  
をもたねばならないであろう——但し、テセウスが彼の民衆に

与えた民主主義的憲法は、現代という時代と大きな規模をもつ  
国家においてはそれ自体矛盾を抱えているがゆえに、参加とい  
つても組織によってなされることになる。またこのテセ  
ウスは、人間の特殊性や固有性を粉砕したりシユリユーやその  
他の偉人たちが自分に招いたような憎悪を、——たとえ彼が手  
中になっている国家権力を行使することによって、かつてテセウ  
スが被ったような忘恩を受けないことが保障されているにして  
も——敢えて堪え忍ぼうとするだけの性格をもっていなければ  
ならないであろう」<sup>②③</sup>

ここにビスマルク的精神が呼び出されていることを聴き逃し  
てはならない。そして最後の言葉はまたしても政治たるものは  
全て、原則によってではなく、権力によって行われねばならな  
い、という命題を裏づけている。というのは、「概念と洞察とは  
自己に対する不信といったものをもたらずので、権力によつ  
て正当化される必要がある。そうすれば人はそれに従うように  
なる」<sup>②④</sup>からだといふのである。ヘーゲルがこのような権力政治  
を国民的な目的として要求していることは、無論決して忘れて  
はならない。それはあたかもトライチユケが国民統一への「移  
行状態」としての「サーベルの支配」への同意を表明してい  
るのと同様である。かくして、このヘーゲル青年期の著作には、

後にトライチュケによってようやく継承されるに至り、ピスマルクに至って現実のものとされた精神の源泉が既に潜んでいることに、異議の余地はないであろう。

しかし、我々はいま徹底的に反権力的な時代精神の思考を眼前にしている。それゆえ、このように残忍なまでに現実主義的な権力論が突然ドイツの文献に登場してきたことを知ると、大いに不思議に感じられるに相違ない。では、ヘーゲルの模範となり、彼が著作の中で結びついているのは、誰であったのか？

民族の政治的意見が占める立場は、その精神的指導者がある人物について抱いている見解から見て取ることがほぼ確実にできるが、その人物の精神的な実像をめぐっては、四〇〇年前と同様に今日でも激烈な論争がおこっている——ヘーゲルの著作の名づけ親はマキャヴェリをおいて他にない。トライチュケはこのフローレンス人について、「国家とは権力である」ことをはじめて宣明したその栄誉は不滅のものであろう、と評している<sup>④</sup>。トライチュケもまた、自らの教授資格論文のテーマとして深く沈潜したマキャヴェリに多くを負っていた筈である<sup>⑤</sup>。

ヘーゲルの国家観がマキャヴェリの深く持続的な影響下にあることは、これまでほとんど強調されてこなかった。しかしそれはヘーゲルがそもそも権力政治家として認識されていなかった

たからにすぎない。彼の時代には、歴史は既にマキャヴェリについての相対立する無数の見解を生んでいた。モールは、この文献についての優れた概観の中で、『君主論』に「悪魔のペンで」綴られたものだというレッテルを貼っていた人々、とりわけ教会側に立つ人々がいた反面<sup>⑥</sup>、この書の中に、風刺、単純な冗談その他大いにありそうな事柄しか見なかった者もあつたことを示している。しかし人々は、そこに著された理論が倫理的に下劣なものであることを確認する点では、ほとんど一致していた。ボダンのような人物でさえ、その理論は政治的には虚偽、倫理的には邪悪だと評していた。マキャヴェリが一八世紀の反権力主義的なドイツできわめて厳しく非難されていたことは、ほとんど自明のことである。フリードリッヒ大王のような人物でさえ、反マキャヴェリを標榜せざるをえなかったのである。

ドイツで敢えてマキャヴェリを支持し、それについての国民の政治的判断の重要な転換を告知した最初の人物はヘルダーであった。一七六五年には彼はまだこの先駆者を、我々から「柔らかな愛国心の感情」を剥ぎ取る「下劣で冷酷な人間嫌い」の一人だと評していた<sup>⑦</sup>。三〇年後には彼は全く異なった評価を下している。マキャヴェリは断じて「愚鈍」ではない、「彼は歴史と世界に精通しており、誠実な人物、聡明な観察者、そして心

暖かい祖国の友であつた」と。彼の『君主論』は、「風刺でもなければ道徳教本でもなく、またこれらの混ぜ合わせでもない。それは当時のイタリア諸侯のために、そのセンスを傾け、その原則に従つて、マキャヴェリが最終章で掲げた目的——「イタリアを野蛮な外国人から解放する」という目的——のために執筆された、純粹な政治的著作の傑作なのだ、といったのである。

モンテスキューやルソーにおいてすでに時代判断が変化していることはヘーゲルの氣づくところであつたであらう。とすればヘーゲルは、マキャヴェリに対する判断をヘルダーから受け継いだのかも知れない。ともあれマキャヴェリの書物がヘーゲルにとつて何を意味したかは明らかである。マキャヴェリもまた——このことは、今日の歴史研究も認容しているところであるが——「熱烈に」國民的統一を追求し、「愛国者をひたすら待望していた」<sup>(9)</sup>。それゆえ少なくともヘルダーやヘーゲルは、この目的のために絶対的に前提をもたない利益政治が推奨されている、と考えたのである。マキャヴェリのイタリアと、ヘーゲルのドイツとの間には明らかにパラレルな関係があることが、ヘーゲルの念頭に浮かんだのである。ヘーゲルは『ドイツ憲法論』の中で次のように論じている。「不幸な時代にイタリア

アがその悲慘に向かつて歩を進め、外国の君主のその国土をめぐつて行かう戦争の修羅場となり、しかも自ら同時に戦争に手段を提供しながら戦争の犠牲にもなつていた時、イタリアが自己の防衛を、暗殺、毒殺、裏切りに、あるいは外国の無頼漢どもに委ねてしまつた時……、このような一般的な悲慘、憎惡、攪乱、盲目状態に深刻な感情を抱いていたあるイタリアの政治家が、冷徹な思慮をもつて、イタリアを一つの國家へと結合していくことによつて救おうという必然的な理念を把握したのである」<sup>(10)</sup>。ほとんど同じ言葉を用いて、ドイツの歴史的状况と、それによつて呼び出され、ヘーゲルにこの著作を書かせた意図を描き出すことができる。彼がマキャヴェリについて語ることがは当の彼自身にもそのままではまるのである。「このようなゆゆしき真理をもつて語る人物は、心に卑劣さを宿していたのも、頭で冗談を捻りだしたのでもなかつたことに氣づく筈である」。フローレンスの時代にも、「一つの民族が一つの國家を形成すべきだとする理念は、……いわゆる自由を求める盲目的な叫喚に……かき消されてしまつた」。また、たとえマキャヴェリの國民的な目的を承認する人でも、「手段が忌まわしい」とし、「目的は手段を神聖化しない」などという陳腐なことを唱へることによつて、やはり道徳に広範な活動余地が与えられ

るべきだと主張したりする。しかしここでは手段の選択は問題とはなりえない。壞疽にかかった肢体をラヴェンダー水で淨めるわけにはいかない。「腐敗をはじめた生命は、手荒な療法なしには再生しえないのである」<sup>(20)</sup>。このような療法をヘーゲルは、我々が見ているように、ドイツにおいても無条件に必要だと考えている。歴史的に理解されるなら——とヘーゲルは続ける——『君主論』は、「正当なものとみなされるだけでなく、極めて偉大でかつ高貴な心情をもつ真に政治的な頭脳がみだし、最も偉大で真実に満ちた構想であることがわかるであろう」<sup>(21)</sup>。まさしくイタリアの国民統一は至高の要求であった。なぜなら、この計画の妨害者は、「最大の犯罪者であり」、「国家は、自己自身を維持すること以上に高い義務をもたない」<sup>(22)</sup>からである。しかしそのようにいう場合ヘーゲルは、マキャヴェエリの時代におけるイタリアの諸事情の評価に際して、勿論ドイツの時勢を絶えず真剣に見据えていたので、ここでドイツとイタリアを混同している。イタリアにおいては統一国家は戦い取られはしたものの、「維持」されることはなかったのである。ヘーゲルはヴァレンティノア公を弁護した。彼は最後には成功をおさめた。「公とその叔父とは滅びてもその功績は滅びなかった」<sup>(23)</sup>からである。フリードリッヒ大王についてはヘーゲルは、

次の点で注目している。「ある種の本能から、将来の君主たるべき人が——その全生涯と行為においてドイツ国家が独立した諸国家へ解体せざるをえないことをきわめて明瞭に表現したその人が——このマキャヴェエリについて習作を書き上げ、マキャヴェエリに道徳的な処生訓を對抗させたが、それが空虚なものにすぎなかったことは、彼自らが自らの行動によって、また自らの文筆上の作品によって、あらわにしたところであった」<sup>(24)</sup>。

しかしながらこのようにヘーゲルが既にマキャヴェエリ弁護に着手しつつあったことから、そして当時のイタリアの事情と當代ドイツの事情との意図的な比較論から、さらにはこのイタリア人の理論に忠実に従ったということから、この理論がヘーゲルにどれほどの持続的な影響を与えたのが看取されねばならない。ヘーゲルが『ドイツ憲法論』によって、少なくとも文筆家としていわば自らの祖国のマキャヴェエリたらんと欲し、権力理論の全てをその師から学んだことには疑いの余地はない。とりわけヘーゲルの著作の結語においては、ドイツを権力によって一つの国民たらしめうる征服者へのアピールが発せられており、明らかに、マキャヴェエリのチエザーレ・ボルジアへのそれに類似した呼掛けを想起させるものとなっている。しかし、マキャヴェエリのヘーゲルへの明白な影響が示されているのは、単

にこの著作だけではない。ヘーゲルの国家哲学のうちにも我々は、一層頻繁にマキャヴェリの影響を見出すことができる。ここで我々は次のような重要な事実を確認しておきたい。即ち、ヘーゲルは、はじめて公然と国家についての立ち入った著作に取りかかっていた時代に、マキャヴェリに「国家宗教とも呼ぶうるような」<sup>(註)</sup>「国家へのファナティシズム」を看取していること、そしてこの理論に大いに傾倒したことである。キリスト教に対するヘーゲルの立場にとつても、マキャヴェリはやはり重要な存在でありえた。ここにはやくも彼は、キリスト教の禁欲と世界逃避に対立する形で、敬虔さ、魂の偉大と肉体の剛毅(*firmitate del animo und fortaleza del corpo*)という古典的な宗教性の理想を見出しえたのであった。既にマキャヴェリはこう言っていた。キリスト教は、あるいは少なくともキリスト教の解釈は、力(*virtu*)によりは柔弱さ(*ozio*)に貢献するものである<sup>(註)</sup>。

いずれにせよ我々は、ドイツで最初の近代的な権力国家理論は、マキャヴェリのルネッサンス政治に結びついているという興味深い事実を確認することができる。しかしこの事実は当時の自然法論的風潮によつては全く言及されることがなかった。それほど強くはないにせよ同義の刺激を、ヘーゲルの国家観は

スピノザからも受け取った筈である。この哲学者スピノザが権力としての国家理論と法実証主義とをどれほどラディカルに主張したかは、周知の通りである。<sup>(註)</sup>スピノザがヘーゲルに与えた影響は、この二人の思想家がともに一元論的な基本前提をとった点できわめて似ているだけに、なおさら深いものがあつたといつてよい。かくしてスピノザの権力国家論が「二〇〇年もの間、いかなる思想家にも明白な作用を与えずにきた」とする見解は誤りだといわねばならない。ヘーゲルは、スピノザとマキャヴェリから受け取った刺激を、自らの国家論の壮大な構造のうち組み入れているのである。権力理論の伝統はそこから我々の時代にまで続いている。かくして我々はいまや既に次のようなことを知った。トライチユケや彼とともに今日なお支配的である見解——即ち、「国家とは権力であり、意志の世界に属している。このことは善意の学識者達からなるいまの世代にとつては、依然として全く隠されたままである」という見解——は、もし解放戦争後の時代にも主張されるなら、正しくないといいことである。

原註(一)で囲まれた註は、現在本書が掲載されている Gesamte Schriften の編集によつて、新たに加えられた

ものである。)

- (109) G. W. F. Hegel, Die Verfassung Deutschlands(1802), in aa0., Bd. 7, S. 1-136.
- (110) Dilthey, Jugendgeschichte Hegels (註 [74] を見よ) S. 135.
- (111) Hegel, Freiheit und Schicksal(1802), in aa0., Bd. 7, S. 138-141.
- (112) Aa0., S. 139f.
- (113) Aa0., S. 139.
- (114) Ebd.
- (115) Aa0., S. 140f.
- (116) Ebd.
- (117) Vgl. Metzger, Gesellschaft, Recht und Staat (註 [4] を見よ), S. 335.)
- (118) 興味深く、また我々にとって重要であるのは、このよ  
うなヘーゲルの世界観を、一七九七年の彼の友であるシ  
ェリングの世界観と比較することである。出発点を共に  
しながら、目的においては完全に異なっているというこ  
とが、シェリングの言葉にしばしば浮かび上がる、「近代  
全体の特徴は、観念論的なものであり、精神の支配と内  
面への回帰である」。『広大な世界には、人々がゲマイン  
シャフト観として一致したこと以外の何物も存在しない

のであるから、人々を最も新たに、そして宗教へ最終的  
に養成するうちに、永遠に和合させるものは、完成され  
た客観的総体性 (Totalität) における絶対的同一性の直  
観以外にはない」。

- Friedrich Wilhelm Joseph Schelling, Ideen zu einer Phi-  
losophie der Natur(1797), in Sämtliche Werke, I. Abt.,  
Bd. 2, Stuttgart 1857, S. 72f.; in Werke (Auswahl, Hg. O.  
Weiβ), Bd. 1, Leipzig 1907, S. 168f.
- (119) Heinrich Treitschke, "Bundesstaat und Einheitsstaat",  
in Historische und politische Aufsätze, Bd. 2, 4. Aufl.,  
Leipzig 1871, S. 77-241.
- (120) Aa0., S. 80.
- (121) Aa0., S. 82f.
- (122) Aa0., S. 92.
- (123) Hegel, Verfassung Deutschlands, S. 3.
- (124) Aa0., S. 7.
- (125) Aa0., S. 6.
- (126) Aa0., S. 10.
- (127) Aa0., S. 11.
- (128) Aa0., S. 13.
- (129) Aa0., S. 14.
- (130) Aa0., S. 15.
- (131) Treitschke, "Bundesstaat", S. 98.

- (132) Hegel, *Verfassung Deutschlands* (註 [10] を見よ), S. 16.
- (133) Aa0., S.66 Anm. 1 (Parallelentwurf).
- (134) Aa0., S. 18.
- (135) Aa0., S. 13.
- (136) Aa0., S. 19.
- (137) Treitschke, "Bundesstaat", S. 152.
- (138) Hegel, aa0., S. 19f.
- (139) Aa0., S. 20.
- (140) Aa0., S. 21.
- (141) Aa0., S. 21ff. 〈Zusatz im Zitat von Lasson〉.
- (142) Aa0., S.24.
- (143) Aa0., S.25.
- (144) Ebd. 〈Zusatz im Zitat von Lasson〉.
- (145) Aa0. 0 S. 39f.
- (146) Treitschke, "Bundesstaat" (註 [19] を見よ), S. 97.
- (147) Hegel, *Verfassung Deutschlands*, S. 32.
- (148) Aa0., S. 34.
- (149) Aa0., S. 32.
- (150) Aa0., S. 39.
- (151) Aa0., S. 41.
- (152) Aa0., S. 47.
- (153) Aa0., S. 49ff.
- (154) Aa0., S. 53.
- (155) Aa0., S. 59.
- (156) Aa0., S. 59f.
- (157) Treitschke, "Bundesstaat", S.88.
- (158) Hegel, *Verfassung Deutschlands*, S. 7.
- (159) Aa0., S. 8. Ferdinand Tönnies, *Gemeinschaft und Gesellschaft*, 3. Aufl., Berlin 1920, S. 28; 207も、本源的な歴史のゲマインシャフトは「和合、習俗、宗教」によって結ばれている」と述べている。
- (160) Hegel, *Verfassung Deutschlands*, S. 9 〈spitze Klammer Zusatz Lassons〉.
- (161) Aa0., S. 84.
- (162) Aa0., S. 27.
- (163) Aa0., S. 28.
- (164) Aa0., S. 140.
- (165) Aa0., S. 10.
- (166) Aa0., S. 106.
- (167) Aa0., S. 106.
- (168) Aa0. (Parallelentwurf), S.68 Anm. 8 [S. 70f.]. さらに私は、ヘーゲルにおける国家契約思想の唯一の残滓を認めることができる。かの時代にはまだ支配的であった理論によれば、国家とは、君主 (Fürst) と国民 (Volk) との間に締結された契約であって、その契約の内容こそが、

法律を意味するものだと考えられていた。

- (169) Ebd.
- (170) Treitschke, "Bundesstaat", S. 93.
- (171) Hegel, a.o., S.68 Anm. 8 [S.71].
- (172) AaO, S.98.
- (173) AaO., S.62 Anm. 1 (Parallelentwurf) (Zusatz von Lasson)
- (174) AaO., S. 57.
- (175) AaO., S. 62 Anm. 1 (Parallelentwurf)
- (176) Ebd.
- (177) AaO., S. 97.
- (178) AaO., S. 97f.
- (179) AaO., S. 98.
- (180) AaO., S. 98f.
- (181) AaO., S. 99 (Zusatz von Lasson).
- (182) Kant, Zum ewigen Frieden (註 [11] を見よ), S. 372.
- (183) Treitschke, "Bundesstaat" (註 [11] を見よ), S. 205.
- (184) AaO., S. 198. ヘーゲルも、一方では法の政治と市民主義 (Bürgerium) とを、他方では利益政治と貴族政とを同一視する。彼は貴族について、彼らは「国家の業務を比較的自由に処理し、この点で一定の自由をもち、規則に拘束されずにむしろ事情、状況、必要に応じて自分自身(の判断)を信頼する」能力をもつ、と述べている (Hegel,

Verfassung Deutschlands, S. 95.)

- (185) Hegel, a.o., S. 100.
- (186) Treitschke, a.o., S. 208.
- (187) AaO., S. 206.
- (188) Hegel, Verfassung Deutschlands (註 [109] を見よ), S. 100f.
- (189) AaO., S. 101.
- (190) AaO., S. 89.
- (191) AaO., S. 101.
- (192) AaO., S. 107.
- (193) AaO., S. 110.
- (194) AaO., S. 123.
- (195) AaO., S. 127.
- (196) AaO., S. 31.
- (197) AaO., S. 120.
- (198) AaO., S. 128.
- (199) AaO., S. 127.
- (200) AaO., S. 128 (Zusatz von Lasson).
- (201) AaO., S. 112. これとの関連で、まず最初に、世界史を等級づける思想が念頭に浮かぶ。それは、ヘーゲルの時代には、自明のこととしてドイツ国民に浸透していた。「代議制度は、…本来ゲルマニアの森には存しなかったもの [コンテスキューの思想] であるが、そこから出現し

た……世界の教養の連関は、人類を、東方の専制主義と共和国の世界支配を経て、後者の腐敗から、これらの中点に導き入れた。そしてドイツ人は、世界精神のこの第三の形態を生み出した民族なのである」。(Hegel, *Verfassung Deutschlands*, S. 93) (Spitze Klammer Zusatz Lasso) かへして、世界精神の弁証法の「最終的で至高の段階とは、*ヘーゲル*に既に君主政なのである。

- (202) Hegel, *Verfassung Deutschlands*, S. 129.  
 (203) Treitschke, "Bundesstaat" (註 [19]) を見よ, S. 107.  
 (204) Hegel, *aa0*, S. 106.  
 (205) *aa0*, S. 132.  
 (206) *aa0*, S. 133f. (Zusätze von Lasson).  
 (207) Johann Stephan Pütter, *Elementa iuris publici germanici*, 4. Aufl., Göttingen 1766, 34f.; *ドイツの法律* 'Siegfried Brie, der Bundesstaat, Abt. 1, Leipzig 1874, und Gierke, *Althusius* (註 [4]) を見よ, S.246ff. [249].  
 (208) 'Friedrich v. Geger, Vom Bundesstaat, in Heinrich v. Gagern, *Das Leben des Generals Friedrich von Gagern*, Leipzig 1856, Bd. 1, S.372) bei Brie, *aa0*, S.55.  
 (209) Hegel, *Verfassung Deutschlands* (註 [10]) を見よ, S. 135f. (Zusätze im Zitat von Lasson).  
 (210) *aa0*, S. 136.  
 (211) Treitschke, "Bundesstaat" (註 [11]) を見よ, S. 83.

(212) Heinrich v. Treitschke, *Politik* (Hg. M. Cornicelius), Leipzig 1897, S. 90.

(213) In "Bundesstaat", in *aa0*, (註 [19]) を見よ) トライチユケは、『天才マキヤベリ (Genius Machiavelli's)』(S. 221) を引用し、*virtu*の概念 (S. 226) に注意を喚起している。それに対して、ヘーゲルがトライチユケに与えた決定的な影響は、ほとんど見つかからない。トライチユケはヘーゲルにしばしば評価を下しているばかりか、引用された著作において、ドイツ憲法論について論じさせている (S. 179) のだが、彼は、ローゼンクランツによる極めて無難な抽象以上のことは知らなかったというのが確かなところのようである。さもなくばトライチユケは、この著作の中で、ヘーゲルの俊敏さは「望みなき病人の無気味なまでの鋭敏さ」のごとく現れ、「いかなる情熱の息吹も、その機知に富んだ言葉からは感じられない」、などと主張することは到底できなかつたはずである。  
 Treitschke, *Deutsche Geschichte* (註 [9]) を見よ, Bd. 1, S. 194. かの「トライチユケの他の多数の判断と同様の判断は、文献上普及し、今日もなお、著者の双書に見いだされる。Al. Schmid und Cl. Bauncker, "Hegel", in J. Bachm (Hg.), *Staatslexikon*, Bd. 2 (4. Aufl. 1911), S. 1179. かの著作の精神をまとめた内容の概要を提供しつづける。

- (24) Thomsen, "Aus Hegels Frühzeit" (註 [74] を見よ), S. 409. は、とりわけマキヤベリまでをも、ヘーゲルに影響を与えたものの一人に挙げている。
- (25) Robert v. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, Bd.3, Erlangen 1858, S. 521ff. [543].
- (26) Johann Gottfried Herder, Haben wir noch jetzt des Publikum und Vaterland der Alten? (1. Fassung 1765), in Sämtliche Werke (Hg. B. Suphan), Berlin, Bd. 1 (1877), S. 24.
- (27) Herder, Briefe zu Beförderung der Humanität, 5. Sammlung (1795), in aa0., Bd. 17 (1881), S. 322f.
- (28) Richerd Fester, Machavelli, Stuttgart 1990 (Politiker und Nationalökonomien, Bd. 1), S. 145.
- (29) Hegel, Verfassung Deutschlands (註 [10] を見よ), S. 110.
- (30) Aa0., S. 112f. (Zusatz von Lasson).
- (31) Aa0., S. 114.
- (32) Aa0., S. 113.
- (33) Ebd.
- (34) Aa0., S. 115.
- (35) Fester, aa0., S.200.
- (36) Eduard Wilhelm Mayer, Machavellis Geschichtsauffas-

sung und sein Begriff virtù, München 1912 (Historische Bibliothek, Bd. 31), S. 98f.

マキヤベリがこの意味でヘルダーに影響を及ぼしたというのを、これがきわめて明白に論じている、「異教の英雄、教皇制の聖人やイスラム教修道僧は、互いに比較されねばならない。前者は英雄に、後者は修道士等になった。マキヤベリはいう、キリスト教は、魂を抑圧した、と」° Johann Gottfried Herder, Hume: natürliche Geschichte der Religion (aus Herders Frühzeit), in Sämtliche Werke (Hg. B. Suphan), Bd. 32 (1899), S. 195f.

- (37) Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre (1990), 3. Aufl. (Hg. W. Jellinek), Berlin 1914, S. 193; Heinrich Rosin, "Bismarck und Spinoza", in Festschrift für Otto Gierke, Weimar 1911, S. 383-420; Adolf Menzel, "Spinoza in der deutschen Staatslehre der Gegenwart", Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft, 31 (1907), S. 473f.
- (38) Menzel, aa0., S. 474.
- (39) Treitschke, Deutsche Geschichte (註 [6] を見よ), Bd. 2, S. 15.